

令和4年1月21日

保護者の皆様へ

渋谷区子ども家庭部

保育課長 坂路 雄

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止へのご協力について（お願い）

保育園等における新型コロナウイルス感染症の感染予防の対応につきましては、日頃からご理解ご協力を賜りまして、ありがとうございます。

本区は、1月21日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用がされ、感染拡大防止のため、区民の皆様お一人おひとりのご協力をお願いしているところです。

本区の保育園等につきましては、東京都における緊急事態措置適用後も、従前から変わらず、感染リスクを可能な限り低減した園運営に努めているところですが、新たな変異株（オミクロン株）の感染拡大が懸念されることから、保育園等における感染拡大防止のため、下記のとおりご協力をお願いいたします。

記

1 登園にあたってのお願い

(1) 健康観察

登園前に園児の体温を計測し、発熱（お子様の状況によって異なりますが、 37.5° を目安といたします。）や呼吸器症状等の風邪症状がみられる場合は、登園を見合わせていただくようお願いいたします。発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、同様の取扱いをお願いいたします。

併せて、園児の同居家族に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、可能な範囲で園児の登園を控えていただくよう御協力をお願いいたします。

ただし、発熱や呼吸器症状等が、新型コロナウイルスによるものではないと医師が判断した場合は、この限りではありません。なお、症状等で心配がある場合は、主治医と相談したうえで、在籍園に御相談ください。

(2) 同居家族等がPCR検査を受ける又は濃厚接触者と指定された場合

速やかに在籍園に情報提供をお願いするとともに、少しでも園内での感染拡大を防止するため、この状況が判明した段階で登園を見合わせる又は早退していただくようお願いいたします。

仮に園児が感染した場合、その園児の最終登園日やその状況によっては、保育園等を臨時休園する場合があります。

2 感染又は濃厚接触者と判定された場合に、園にお伝えいただきたい情報

(1) 園児又は同居の家族等が感染した場合

- ア 感染判明までの経緯（感染判明日・PCR検査日・症状が出始めた日等）
- イ 現在の状況（熱や咳等の症状の有無、入院、自宅療養等）
- ウ 他の同居の家族等の症状
- エ その他、園への感染に関係しそうな情報

(2) 園児又は同居の家族等が濃厚接触者と判定された場合

- ア 濃厚接触者と判定されるまでの経緯（判定日・経路等）
- イ PCR検査の予定の有無
- ウ 本人の現在の症状（熱、咳等）の有無
- エ その他、園への感染に関係しそうな情報

3 園の行事等について

園の行事等（園庭遊び、散歩、保護者会、個人面談、お別れ観劇会、卒園式等）は、感染症対策として、密になることを避けることに主眼を置き、新型コロナウイルス感染症の発生前とは異なる予定及び実施内容で実施させていただく場合があります。園内での感染拡大防止を目的とした取り組みであることをご理解くださいますようお願いいたします。

行事等の予定及び実施内容については、在籍園にご確認ください。

4 保育料について

令和3年3月末まで実施していた登園自粛のお願いに伴う保育料の日割り減額は行いませんのでご承知おきください。

なお、園児が新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者になった場合や、感染拡大防止のため臨時休園になった場合は保育料の日割り減額を行います。

5 マスク着用について

保育園等における園児のマスク着用については、各ご家庭の判断としております。理由は、厚生労働省通知等におけるWHOによる「5歳までの子どもには感染源管理のためのマスク着用を推奨しない」との見解に基づいています。WHOの見解は、子どもの発達への影響や、子どもの能力的に適切な着用には大人の助けが必要であることなどを考慮しているとのことです。

一方で、感染力が強いとされるオミクロン株の登場以降のいわゆる第6波に入ってから、区内保育園の事例において、保育士が陽性となっても、当該クラスの園児が全員マスクを着用していたことや、給食喫食時の距離保持等の感染防止対策を取っていたことにより、「濃厚接触者なし」とされたケースがありましたので、参考事例として皆様に共有したいと思います。

しかしながら、子どもの適切な発達という観点から、園児のマスク着用はあくまで任意かつ各ご家庭の判断という基本的考え方は維持いたします。

また、様々なご事情によりマスクをどうしても着用できないという子どもも少なからずいらっしゃいますので、多様性と包摂性を尊重し、そのような方々に対してご理解・ご配慮くださいますよう、くれぐれもお願い申し上げます。

6 発生時の情報提供について

園児や保育士等の園関係者に陽性者が発生した場合、影響が及ぶ可能性がある保護者の皆様に対して、原則として個人が特定できない範囲で情報提供を行います。

区立保育園においては、「園児か保育士か」「濃厚接触者の有無」「陽性判明の経緯」「開園・休園について」等を記載することとしております。

私立保育園においては、区立保育園の対応を参考とし各事業者においてお知らせを作成しています。

多くの皆様に正しい情報をお伝えすることと、陽性になられた方の個人情報保護や人権擁護の観点とのバランスを考慮し、このような運用としています。人権尊重につきましてご理解くださいますようお願い申し上げます。

7 保育課長メッセージ

新型コロナの影響が長期にわたって続いております。保護者の皆様におかれましても心身に変なご負担となっていることと拝察いたします。

何度もこのような通知を出すことを心苦しく思いますが、ひとたび園内で感染が広がれば、拡大を防ぐため臨時休園等を行うこともあります。

各園の職員も感染が起こらないよう最善の注意を払って園運営に努めております。

保護者の皆様におかれましても、他のご家庭についてもそれぞれ保育を必要とするご家庭であることを十分にご留意いただき、少しでも懸念がある場合には、登園の見合わせについてご検討くださるようお願いいたします。

また、マスク着用につきまして、大人も子どもも様々なご事情のある方々がいらっしゃり、区にご意見もいただいているところです。多様性を尊重する渋谷区でありますので、人権擁護の観点からも、多様な立場の方々に対するご理解・ご配慮をくださいますよう重ねてお願い申し上げます。

お問い合わせ

保育管理係 03-3463-2483